

分割・追加工事における諸経費の調整について

落合公園フォリー・水の塔改修工事と下記対象工事の何れかと受注者が同一となった場合の諸経費については、契約締結後に下記対象工事と合算し諸経費を調整し、減額が生じる場合は減額の変更契約をしますので、あらかじめご承知ください。

ただし、本工事の入札においては下記対象工事との諸経費調整を行わないものとして算出した金額により、入札してください。

記

対象工事

現 工 事	落合公園大屋根外 8 棟整備工事（建築）
分 割 工 事	*****
追 加 分 割 工 事	*****

また、契約に際しては、契約書に「特に定めた契約条件」として、以下の文が追加されます。

特に定めた契約条件

請負代金額について、適当な時期において対象工事との諸経費を調整し、減額が生じる場合は減額変更を行うものとする。

なお、変更契約の手続については、春日井市工事請負契約約款第 25 条によるものとする。